

【ベトナム】ベトナムデータ保護法制の最新状況①

-来年から施行される個人情報保護法の概要-

アジア & データ保護ニュースレター

2025年7月15日号

執筆者:

村田 知信

to.murata@nishimura.com

Nguyen Tuan Anh

n.t.anh@nishimura.com

小出 章広

a.koide@nishimura.com

Nguyen Thi Thanh Ngoc

n.t.t.ngoc@nishimura.com

1. はじめに

ベトナムでは、2025年に入ってからデータ保護法分野で大きな動きが相次いでいます。まず、個人データに留まらない様々なデジタルデータの域外移転等について規制するデータ法が2024年11月に制定され2025年7月1日に施行されました。また、2025年6月には、現行の個人情報保護に関する政令（以下「PDPD」といいます。）を改正しつつより上位の法規範である法律に格上げした個人情報保護法（以下「PDPL」といいます。）が成立し、2026年1月1日から施行されることが決定しました。さらに、広範なデータローカライゼーション義務を定める現行のサイバーセキュリティ法及びサイバー情報セキュリティ法の枠組みを統合した新たなサイバーセキュリティ法の検討も進んでいます。本ニュースレターでは、これらのうち、PDPLの概要やPDPDとの違い等について、実務的な観点から解説します。

2. PDPLの概要及びPDPDからの変化

ベトナムでは、2023年7月に包括的な個人データ保護法令としてPDPDが施行されてから既に2年が経ちます。PDPDは法令文言が不明確であり、条文上は全事業者が公安省に対してデータ処理影響評価書を提出する義務等の非常に重い義務を負うにも拘わらず、当該義務の範囲を合理的に限定・明確化するための細則やガイドラインが公表されないため、多くの事業者が対応に苦慮する状況が続いてきました。

PDPLは、このPDPDと全く異なる枠組みを導入するものではなく、PDPDにおいて実務上発生していた様々な問題に対処するための変更を加えてはいるものの、多くの規定はPDPDの枠組みを維持しています。そのため、PDPLの条文には、PDPDを遵守するために実施したデータ主体からの同意取得や公安省に提出した影響評価書はPDPL施行後も有効であり、再度それらの措置を実施する必要はない旨が明記されています。

以下では、PDPDにおいて実務上問題となることが多い点を中心に、PDPLの概要とPDPDとの違いを解説します。

(1) データ処理・移転影響評価の実施及び影響評価書の当局提出

【PDPD における枠組み】

PDPD では、①個人データ（従業員の個人データを含みます。）を収集する全ての事業者がデータ処理影響評価を実施し処理から 60 日以内に必要書類を公安省の管轄部署である A05 に提出する義務を負い、②個人データを国外移転する全ての事業者がデータ移転影響評価を実施し移転から 60 日以内に必要書類を A05 に提出する義務を負います。また、これらの事業者は、一度必要書類を提出した後も、記載事項が変更された場合はその都度改訂版を作成・提出する義務を負います。これらの義務にはリスクの程度やデータ主体の属性・人数等による適用対象の限定は存在しないため、理屈としては、ベトナムでベトナム人従業員を雇用して日本の親会社に従業員データを共有している全ての日系子会社がこれらの義務を負うこととなります。

このデータ処理・移転影響評価及び必要書類の A05 への提出は、法定書式の利用が義務付けられるにも拘わらずその書式の出来が非常に悪いため記入方法が分かりにくく、かつ、多数の添付書類を全てベトナム語で準備して提出する必要があるため、事業者にとって大きな負担となっています。

【PDPL で導入される免除・猶予制度】

PDPL では、上記の影響評価実施義務・評価書提出義務の枠組みはそのまま維持されましたが、データ処理影響評価については、小規模なビジネスを対象にした免除及び猶予の規定が設けられています。すなわち、「零細企業」は当該義務から完全に免除され、「小規模企業」及び「スタートアップ企業」は当該義務の遵守を5年間猶予されます。この点、PDPLは「零細企業」、「小規模企業」及び「スタートアップ企業」の定義を置いていませんが、ベトナムの他の法令には定義が存在します。当該定義では、事業内容、従業員人数、資本金及び年間売上高の組み合わせで該当性が判断されますが、「小規模企業」の定義は一定程度広範であるため（例えば従業員人数基準 100 人未満の要件を満たすサービス業の会社は他の要件を満たせば「小規模企業」に該当します。）、日本企業のベトナム拠点でも 5 年間の猶予規定の対象となる事業者は一定数存在するよう思われます。

しかし、日本企業のベトナム拠点については、以下の理由から、PDPL 施行後も A05 への影響評価書の提出を完全に免れることができる場合は限定的だと思われます。上記規定に依拠して影響評価書の提出を免れることを検討する場合には、上記定義への該当性や以下について慎重な検討が必要です。

- ① 上記免除・猶予規定の対象はあくまでベトナム国内のデータ処理影響評価であり、個人データを国外移転する際のデータ移転影響評価は対象にならないところ、日本企業のベトナム拠点の多くが日本の親会社に個人データを共有しているため、結局データ移転影響評価書の作成・提出が必要になること。
- ② 「零細企業」（従業員人数基準 10 人未満の要件を満たすサービス業の会社は他の要件を満たせば「零細企業」に該当します。）に該当しない限り受けることができるのは猶予であり免除ではないことから、データ移転影響評価書を作成・提出するのであれば、同時にデータ処理影響評価書も作成・提出してしまった方がむしろ効率的と思われること。
- ③ データ処理サービスプロバイダーに該当する場合、センシティブ個人データを直接処理する場合又は多数のデータ主体の個人データを処理する場合は上記免除・猶予規定の対象とならないこと（これらの基

準の詳細は PDPL には明記されていません)。

【PDPL で導入される定期更新制度】

PDPD におけるデータ処理・移転影響評価では、一度 A05 に必要書類を提出した後に当該書類の記載事項に変更があった場合、理屈としてはその都度改訂版の作成と再提出が必要だとされていました。しかし、提出書類の記載事項は非常に詳細であるため、微細な事項が変更される度に改訂版を提出することは非現実的であり、定期的に見直しを実施しその時点での変更事項をまとめて全て反映して改訂版を作成する方針が現実的だと考えられていました。PDPL は、当該現実的な対応を明文で認め、記載事項に変更があってもその都度の更新は不要であり 6 か月毎にまとめて更新すれば足りるとしています。**ただし、事業者の倒産や解散、新たな個人データ処理を伴う新たなサービス等の開始、新たな個人データ越境移転の開始等の重要な変更はその都度の更新が必要**とされています。

【PDPL における法定書式の変更】

PDPD に基づく影響評価については、A05 が公表している法定書式に従うことが義務づけられるにも拘わらず当該書式の出来が非常に悪く、記載事項や添付書類が詳細すぎかつ分かりにくいという問題があります。しかし、PDPL は、PDPD に基づく現在の法定書式が変更されるか・どのように変更されるかについて特に言及していません。そのため、現在の法定書式が改良されるかについては未知数です。

ただ、**PDPL では、PDPD に基づき A05 に提出した影響評価書は PDPL においても効果を有しており再提出は不要であることが明記されています**。また、PDPD が施行されてから 2 年が経過し、既に相当数の影響評価書が A05 に提出されていることから、A05 内で影響評価書を受け付け確認する実務が一定程度確立されてきているように思われます。そのため、PDPL に基づく影響評価書の作成・提出の制度の建付は基本的には PDPD の枠組みを踏襲するものである可能性が高く、PDPL に基づく書式も PDPD に基づく書式から大きくは改良されない可能性があるように思われます。実際、**PDPL は、PDPD に基づき影響評価書を提出済みの事業者が PDPL 施行日以降に当該評価書を更新する場合には、PDPL の規定に従って実施しなければならないと定めています**が、このような建付は書式が類似していないとワークしないと思われます。

いずれにしても、既に PDPD 対応を実施して影響評価書を提出済みの事業者については、PDPL に基づく書式で影響評価書を再提出する必要はありません。そのため、現在未だ PDPD 対応を実施していなかったり実施中だったりする事業者については、影響評価書提出義務が完全に免除される「零細企業」に該当しない限り、PDPD に基づく書式で影響評価書を提出してしまう方針を採り得るように思われます。

(2) 域外移転規制

上記(1)で述べたとおり、PDPD 上、事業者が個人データを域外移転する場合には、移転から 60 日以内に法定書式でデータ移転影響評価を実施した上で、移転先と締結した契約書等を添付書類として A05 に提出する必要があります。**PDPL は、データ移転影響評価については、当該枠組みを基本的にそのまま踏襲しており、データ処理影響評価のような免除・猶予規定は存在しません。そのため、日本企業のベトナム拠点かベトナム人従業員の個人データを 1 件でも日本の親会社と共有する場合は、理屈としてはデータ移転影響評価**

の実施・必要書類の A05 への提出が必要となります。

もともと、PDPL では、以下の点が PDPD から変更されています。

- ① PDPD ではベトナム国民の個人データの域外移転だけが規制されていたが、PDPL ではそのような限定はされていない。
- ② 外国にサーバーが所在するクラウドサービスに従業員の個人データを保存する場合やデータ主体本人が自ら外国の事業者個人データを提供する場合については域外移転規制の対象にならない旨が明記されている。
- ③ 上記(1)で述べたとおり、影響評価書の6か月定期更新制度が導入されている。

上記のうち②及び③については、日本企業にとってポジティブな変更だと言えます。もともと、②については、クラウドサーバーへの保存がクラウドサービス事業者に対する域外移転ではないという趣旨であり、当該サーバーにベトナム国外の他のグループ会社等がアクセスする場合、当該グループ会社等のアクセスは域外移転と扱われることに留意が必要です。例えば、日本企業のベトナム拠点が AWS 等のクラウドサービスを用いてベトナム国外に従業員の個人データを保存し当該データに日本の親会社がアクセスする場合、AWS への域外移転は観念されませんが、日本の親会社への域外移転は観念され、域外移転影響評価書の A05 への提出が必要となります。

なお、PDPD では、個人データ域外移転のためにはデータ移転影響評価の他、データ主体の同意取得や域外移転先との契約締結が必要とされていましたが、PDPL はこれらの要否について明記していません。もともと、域外移転の文脈ではないものの、PDPL にも個人データの処理に関する契約を締結し当事者の権利義務を明確に規定する義務は定められています。また、現行の PDPD に基づく域外移転影響評価では、法定書式を用いる限り影響評価書の提出の際に域外移転先との契約書の添付が必要であり、A05 はこれまで当該契約書の添付を常に求めていました。そのため、PDPL に基づく新たな法定書式が策定された場合でも、依然として移転先との契約書の添付が求められる可能性があるように思われます。

(3) 域外適用

PDPD の条文上、PDPD はベトナムにおける個人データの処理に直接関与し又は関連する外国の団体・組織・個人に域外適用されると規定されています。当該域外適用の範囲は非常に広範に読み得るもので、実際、A05 は、全世界のどこに所在する事業者であってもベトナム国民の個人データを処理すればそれだけで無条件に PDPD が域外適用されるという見解を採ってきました。

この点につき、PDPL の条文では、PDPL はベトナム国民又はベトナムに居住し身分証明書を付与されたベトナム出身者の個人データの処理に直接関与し又は関連する外国の事業者や個人に域外適用されるとされています。これは上記 A05 の見解を明文化したものだと言えます。当該基準によれば、理屈としては、例えば、ベトナムに拠点を持たずベトナムで全くビジネスをしていない日本企業であっても日本でベトナム人出張者と名刺交換をするだけで PDPL が域外適用されてしまい得ます。このような広範な域外適用に完璧に対応するのは実際上困難であるため、実務的にはリスク判断で PDPL への対応要否を決定せざるを得ないと思われま

(4) 処理のための要件（同意の要否）

PDPD では、個人データを処理する場合に同意が不要となるケースが非常に限定されており、現状、民間事業者のデータ処理に広く適用可能性がある例外要件は、①データ主体との契約履行等に必要な場合又は②法令遵守のために必要な場合、のみです。逆にいえば、①及び②に該当しない場合は理屈としては常にデータ主体の同意が必要となってしまいます。そのため、例えば取引先企業の従業員のビジネスコンタクト情報を業務上処理するような場合でも、理屈としては常に当該従業員からの同意書の取得等が必要になってしまいます。

PDPL は、個人データを処理する場合には原則データ主体の同意が必要だという点は PDPD の建付を維持しつつも、上記①及び②以外に民間事業者が依拠可能な同意が不要な場合を新たに規定することで、上記のような同意中心アプローチを幾分か緩和しています。新たに規定された同意が不要な場合の要件について、実務的には下記の点が重要だと思われませんが、下記のような規定がどの程度有効に依拠可能なのかについては現状では不明確であり、今後制定される下位規則や A05 の実務運用を待つ必要があります。

【正当な権利又は利益の適切な保護】

PDPL は、データ主体又は（管理者を含みます。）その他の者の正当な権利又は利益を侵害から適切な方法で保護するために必要な場合、データ主体の同意なき個人データの処理を認めています。そのため、例えば内部通報制度運用のために必須のデータ処理やセキュリティ目的のログ処理等のデータ処理の場合は当該規定に依拠してデータ主体の同意なく個人データを処理可能だと解し得ます。ただ、当該規定は、「侵害からの保護」を要件としている点で、GDPR における「正当な利益」の適法性根拠よりはスコープが狭いように読めます。そのため、取引先従業員のビジネスコンタクト情報を業務目的で処理する場合等の何らかの「侵害からの保護」を観念しにくい場合については、当該規定に依拠できない可能性があります。

【一定のデータ移転の例外】

PDPL は、個人データを第三者に移転する場合、以下のいずれかの要件を満たす必要があると規定しています。②以下の場合はデータ主体の同意が不要だと明記された点で民間事業者にとってポジティブな変更だと思われれます。

- ① データ主体の同意を得た場合
- ② 特定の目的のための組織の部門内での個人データの移転
- ③ 合併、会社分割等の組織再編に伴う移転
- ④ 管理者から処理者等への移転
- ⑤ 当局からの要請に応じた移転
- ⑥ 処理に同意が不要となる例外事由（上記の正当な権利又は利益の適切な保護の要件等）に該当する場合の移転

【データ主体の同意を取得しない場合に実施すべき措置】

PDPL は、上記のとおり PDPD よりもデータ主体の同意が不要な場合を多く規定しつつも、同意を取得しない場合にはデータ主体の権利利益を保護するための措置を実施することを事業者に求めています。具体的には、そのような事業者は、個人データ処理に関する社内規程を整備して個人データ保護措置を実施し、適用される法令や潜在的なリスクを定期的に評価し、関係者からのフィードバックを受けて改善できるような監視メカニズムを整備することが求められています。

(5) データブリーチ報告義務

PDPD では、管理者は、「個人データ保護規制の違反」を発見してから 72 時間以内に A05 に報告することが義務付けられています。もっとも、「個人データ保護規制の違反」が何を意味するのか（少なくともデータブリーチは含まれると考えられるものの）不明確であり、また、データ主体へのリスク程度等を基準に報告を免除する規定が存在しないため、どのような軽微なデータブリーチであっても、理屈としては常に A05 への報告が義務づけられてしまいます。

これに対して、**PDPL は、上記報告義務が発生する場合を、国防、安全保障又は社会的安全と秩序を害する可能性のある場合又はデータ主体の生命、健康、名誉、尊厳又は財産を侵害する可能性のある場合に限定しています。**これらの要件が具体的にどのような場合を指しているのか等の詳細は規定されていませんが、少なくとも全てのデータブリーチについて報告義務を負うわけではない建付になったのは民間事業者にとってポジティブな変更だと言えます。なお、処理者が違反を発見した場合には管理者への報告義務を負うことは PDPD と同様です。

(6) 罰 則

PDPD は違反に対する罰則の内容を具体的に定めておらず、罰則は別途の政令で定められることが想定されていました。ところが当該政令を定める罰則が長らく制定されなかったため、PDPD に違反しても実際の罰則リスクは低い状態が続いてきました。

これに対して、PDPL は、法令条文に違反に対して科すことができる行政上の罰金（制裁金ないし課徴金のような行政当局が科すことができる罰金）の内容を具体的に明記しています。そのため、PDPL が施行された後は実際の罰則リスクが発生することになります。具体的には法人に対する罰金の最高額は以下とされています。**特に越境移転規制については、個人データを海外に移転する全ての事業者に移転影響評価書の A05 への提出が義務付けられ、当該義務に違反した場合、理屈としては以下②のリスクが発生することは留意すべきです。**

- ① 個人データの違法な売買：違反により違法に得た売上の 10 倍又は 30 億ドン（約 1,700 万円）のいずれか高い方。
- ② **越境移転規制への違反：違反者の直前年の売上の 5%又は 30 億ドンのいずれか高い方。**
- ③ その他の違反：30 億ドン

(7) その他の変更点

上記では実務上特に重要な論点について説明しましたが、PDPL はその他にも、例えば以下のような点でPDPD の建付を変更しています。

- ① PDPD は保護対象となる個人データを電子データに限定していますが、PDPL は電子データ以外の紙媒体等に記載された情報も保護対象としています。
- ② PDPD は個人データを「基礎個人データ」及び「センシティブ個人データ」に分けそれぞれについて該当するデータ項目を列挙し適用される義務を変化させていましたが、PDPL ではこの分類自体は維持されつつも、具体的なデータ項目やそれぞれを処理する場合に適用される義務の違い等の詳細は下位規則で定められることが想定されています。PDPD では単なる銀行口座情報がセンシティブ個人データに分類されてしまうため、従業員に給与支払いを行う事業者が全てセンシティブ個人データを処理していることになってしまうという問題がありましたが、このような問題が PDPL で解決されるか否かは現状未知数です。
- ③ PDPD は事業者が処理する個人データがセンシティブ個人データである場合にデータ保護責任者（DPO）の選任を義務付けていますが、**PDPL では、処理する個人データの種別を問わず DPO の選任が義務付けられます**。ただし、PDPD においても、センシティブ個人データの範囲が広いこと及びデータ処理影響評価書に記載が必要であることから、実務的には、ほぼ全ての事業者が選任義務を負うことになっていました。むしろ、PDPL では、外部のデータ保護サービスプロバイダーを起用することで DPO の代わりにすることができますし、**上記(1)で述べたデータ処理影響評価書提出義務に適用される免除・猶予規定と同様の免除・猶予規定が DPO 選任義務にも適用される**ことから、PDPD よりも義務が緩和されたと言い得るかもしれません。
- ④ PDPD と異なり、PDPL では、特定の分野やサービス（ビッグデータ、人工知能、クラウド・コンピューティング、採用・従業員監視、銀行・金融、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、OTT サービス、ターゲティング広告、CCTV 等）及び特殊なデータ・カテゴリー（健康、保険、位置情報、生体情報等）における個人データ処理に関して、具体的な義務が規定されています。

3. 必要となる対応

PDPL は、PDPD との連続性を意識されて立法されており、PDPD において実施されていた措置が無駄にならないよう配慮されています。そのため、**現在 PDPD 対応を既に実施し PDPD を完全に遵守できている事業者については、追加で実施すべき事項はあまり多くない**ように思われます。ただ、少なくとも PDPD 対応の過程で策定した個人情報保護規程等の規程類は改訂が必要ですし、PDPD は非現実的に厳しい規制を含むため完全に遵守できている事業者は少ないのが現実です。そのため、PDPL 施行によって罰則リスクが現実化し得ることに鑑みると、**PDPD 施行時に一定の PDPD 対応のための措置を実施されている場合も、PDPL 施行までのタイミングで当該措置を見直されることをお勧めします**。また、当然ながら、もし PDPD 対応をまだ全く実施していない場合は PDPL の内容を検討の上早急に対応することが必要だと思われます。PDPL の内容や実施すべき措置等についてご質問、ご不明点等あれば当事務所までいつでもご連絡下さい。



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com